

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和6年6月24日(月)			
会議時間	開会	午後3時35分	閉会	午後5時40分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 千 葉 大 作	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤局長補佐兼議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	なし			
参考人	岩手県教職員組合県南支部 書記長 佐藤智也 氏 一関民主商工会 事務局長 山口伸 氏			
本日の会議に付した事件	<p>請願審査</p> <p>(1) 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について</p> <p>(2) 請願第3号 現行の健康保険証をのこすことを求める請願</p>			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和6年6月24日

(午後3時35分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会いたします。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

請願審査を行います。

初めに、請願第3号、現行の健康保険証をのこすことを求める請願を議題とします。

6月18日の委員会で、紹介議員から請願主旨の説明は終わっておりますので、早速、参考人の意見を伺います。

山口参考人、簡単に自己紹介と請願の説明をお願いいたします。

山口参考人 : 今日はこのような機会をいただきまして、本当に感謝いたします。

私はこちら請願者の一関民主商工会の会長ではなく、事務局長の山口伸と申します。

よろしく願いいたします。

今日、皆様の御手元に、4種類の資料をお渡ししておりますが、10月1日以降のマイナ保険証(オン資)トラブル調査集計結果というものが1つ目です。

2つ目が参考資料と書いてある日本弁護士連合会のマイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行保険証の発行存続を求める意見書というものでございます。

3つ目が、現行保険証の存続を求める意見書、県と6町村議会が可決というこちらの新聞記事のコピーでございます。

4つ目、令和5年7月7日付の岩手県議会が出されました、国に対する健康保険証廃止の中止等を求める意見書というものでございます。

よろしく申し上げます。

まず、こちらの請願でございますが、冒頭にあるとおり、政府は現行の健康保険証、紙ベースのものを2024年12月2日に廃止すると、本年の12月に廃止して、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んで、マイナ保険証にして使わせるということを閣議決定しているのですが、ここにあるとおり、既に誤登録とか資格無効の問題とか、トラブルが多く出ているというところで非常に国民の間には不安が広がっていると、今のままでいいではないかという声が出ているのですけれども、真っ先にそれに反応して、岩手県議会のほうで、資料④の意見書が採択されたのですが、この背景にはここにある中で一つはマイナンバーカードはもともと任意であったはずではなかろうかと。

これと健康保険証と一体化させることの問題、それは矛盾ではないのかということがありましたし、プラス、準備不足の問題があったわけですが、これについては③、現在では、今回当会の請願とほぼ準じたものが6町村議会でも可決されているということでございます。

こちらに書かれていますが、まず保険医協会のアンケート結果をちょっと御紹介したいと思いますが①を御覧ください。

こちらは2023年12月1日から12月8日まで、岩手県保険医協会の開業医会員574名に対して行われた調査でございます。回答数は173名、回答率は30%だったのですが、これを見ると一目瞭然であるのが、トラブルが多いということです。

具体的には、2ページ目3ページ目には、様々なトラブルが具体的に書かれているということです。

これで、どういう対応をしたかというところ3ページの一番下にありますが、問6、トラブルについてどのように対応しましたかというところですが、その日に持ち合わせていた健康保険証で資格確認をしたと、結局、紙の今までの健康保険証を使わざるを得なかったと書いているのです。

続きまして、5ページ目の問11、意見というところでもろ手を挙げて賛成という状況になっていないわけです。

現場では困っているのだということになっております。

どう困っているかという具体的なところで6ページ目のまとめに全部集約されているのですが、上にありますとおり政府のほうでは、原則保険証を廃止するのだとありますが、調査の中では資格情報の無効があったり、名前・住所が間違っている、負担割合のそごなど、マイナトラブルがあったと回答した医療機関が6割もあったのです。

去年12月の段階ではマイナ保険証利用率が4.5%しかなかったと。

どんどん下がっているそうです。

となると、マイナ保険証のみ利用可能となった場合は、単純に利用者20倍となるということで、今このマイナ保険証が4.49%しか使われていないのに、これだけトラブルが出ているということは、医療機関におけるトラブルが出てくると。

具体的に、さっき言ったとおりマイナ保険証のトラブルへの対応は、現行の健康保険証を提示で解決してしまうと。

であれば、今の健康保険証でよくないかということなのです。

ここで医者様が言っているのは、現行の保険証が廃止された場合は、6割を超える方が今も混乱しており、廃止後は受付業務に忙殺されると思うと回答されていると。

4割の方が診察の待ち時間が長くなると思うと回答されていまして、合理化にはならないと、メリットがほぼないということになってしまっているのです。

実際にトラブルに直面している医療現場の意見として、健康保険証を残すべきとの回答が9割近くになっているのです。

医師がそうおっしゃっている、むしろ利用者ももっとそう思っているからこそ、マイナ保険証を使っていないのです。

別紙のとおりとありますが、日本弁護士連合会も様々な問題があるということで、法的な問題、または受益者のほうの問題を込めて意見書を出しているのです。

これはこれから紹介しますが、少なくともここに書いてあるとおり、医療保険に係る総点検では、現場のトラブルは何ら解決していないと。

現在も問題が解決していないと。

よく今、河野デジタル担当大臣が、質問に答えていらっしゃるのですが、大臣

も回答できていないと、所管外だとかそれは厚生労働省に聞いてくれとか、トラブルの解決に資するような回答は出ていない、富士通が悪いとか、もうそうやって責任逃ればかりしている状況というのは、あれが全てだと思っているのです。

ここに書いてあるように、病気やけがのときに、全ての国民が安心して医療が受けられるようにするためには、全て国民に遅滞なく健康保険証を発行、交付することが必要不可欠であるのかかわらず、マイナ保険証になると、読み込めなかったりするので使えないということがあるので、タイムラグがあったり医療現場でマイナトラブルを誘発してしまうので、無保険の状態をつくり出してしまうということがある。

そうなれば、これでは病気やけがのときに全ての国民が安心して医療を受けられない状況になってしまうのではないかと。

リスクが高いし、リスクがある状況で切り替えるべきではないという、そういう趣旨の請願でございます。

続きまして②とあります日本弁護士連合会の意見書を御覧ください。

まず日本弁護士連合会としても、現行の健康保険証の発行を存続することということつまりをまず1番目の意見として挙げているのですけれども、なぜかという部分で、こちらの9ページ目と付されているところがあるのですけれども、前提としてマイナンバーとマイナンバーカードの取得というものは任意と言われておりまして、番号法の中でも任意取得の原則があるわけなのです。

ところが、こちらの保険証と一体化すると間接強制になってしまうということで、非常にこれは法的に見ても違法であると言わざるを得ないということです。

これがまず法律に反するということがありますが、マイナンバーカードの提示等については、国税とか様々行政手続においては、任意ということ徹底されているのに、なぜ保険の現場、病院では義務になるのかというそういう公平性の問題もあります。

そこで厚生労働省は真つ当な回答ができていないというところで、非常に拙速ではなかろうかということです。

9ページの3のところでは、こちらは保険証を使う側の問題があります。

マイナ保険証の取得・管理が困難である人を置き去りにしているとありますが、非常にマイナ保険証の扱いが難しいと。

現在保険証というのは何をしなくても、保険者、つまり一関市から自宅や職場、または社会保険の協会けんぽですか、から保険証が来るわけなのですが、これに対してマイナ保険証というものは、顔写真をつけて、マイナンバーカードの交付申請を行った上で、市役所等で本人確認をやっていただいて、パスワード等の登録を行うと、そういうプロセスを経るのですけれども、これは果たしてお年寄りとかできるかどうかという問題なのです、よくうちのお年を召した患者さんなんかでも、孫に付き添ってもらってカードをつくったとかあるのですけれども、さっぱり分からないと。

パスワードを忘れてしまったと、どうしたらいいかという話が来るのです。

そういった方々がたくさんいると、たくさんといっても今、うちの会員のお年寄りの方、高齢者の方々も、ごく僅かですが皆さん困難を訴えていらっしゃる現状があります。

さらに、マイナ保険証に利用するこの電子証明の更新のためには、5年に1回更新申請が必要になってくるということございまして、あと政府は資格確認書があるから大

丈夫だとおっしゃるのですが、それも更新があると言われてます。

なぜ不便になるのかということをございます。

申請を行うとありますが私はそう理解しております。

違ったらそこは申し訳ないです。

(2)は介護施設の入居者等にとって対応困難なマイナ保険証とありますけれども、今、介護施設に入居していらっしゃる方、独居高齢者、障がい者の方たちは、マイナ保険証の取得や管理、更新ができないのではないかと、委任をしてできるかどうかということも含めて、単独ではできないと。

そうであれば保険医療を受けられないのではないかと。

場合によっては、その医療の保険の外に置かれることによりまして、生命の危険にすら直面する可能性がある。

また、カードとパスワードの管理が困難となるために、他者に預けた場合に、これが漏れてしまったらどうするのかということがございます。

そのリスクがあるわけです。

すなわち、10ページの①、一番上のほうですけれども、こういう方々、今、身体を害している方々とか、持病がある方についてはマイナンバーカードの取得申請自体が困難であることが多いということで、そうであれば、マイナ保険証を持つことができないのではないかと。

今、4.49%使用率とありますけれども、もっと増やしていくと政府が言ったところで、はじかれてしまう方が絶対に出てくるだろうと。

これは絶対出てくるということです。

これに対して、政府はいろいろと二転三転してしまっていて、そうであれば暗証番号なしのマイナ保険証をつくれればいいのかとおっしゃっているのですが、そうなると今度は顔認証できない場合は、目視によって本人確認するとか、非常に大変ではないかと、先生方も病院の方々も患者さんも、皆さんが負担が増えてしまう。

デジタル化というのは本来、利便性を高めるために行われるものが、どうもそうではないのではないかと、まだ早いのではないかと、こちらは思っております。

10ページの(3)にありますけれども、なくしてしまった場合、結構保険証の紛失ということがありますが、病院に置き忘れとか落としてしまったと。

しかしマイナ保険証は簡単に再発行できないという問題がございまして、また手続きをやり直すと、写真を付して再発行申請をしないといけないと。

そうなると、相当長期間、保険資格の証明手段を失うと、もちろん対策は講じられるにせよ、リスクが出てくるということです。

また現行の保険証はスムーズに再発行してもらえますけれども、こちらの場合 1,000円お金がかかるということです。

ここでデジタル庁は今ウェブサイトでも再発行期間について現在お受け取りいただくまで一、二か月かかっていると。

相当かかっているのですが、その期間を長くても10日間程度でカードを取得することができるようにとありますけれども、10日でやるとなると、まず果たして行政側が対応できるかという問題もあります。

しわ寄せが現場に来るということです。

さらに(4)なのですけれども、これは大問題なのですけれども、現行の保険証の券面をコピーするなどして、簡単に被保険者番号等を確認し保存することができますが、マイナ保険証というものには被保険者資格が書いていないということがあります。

なので、本人かどうかという確認とか番号で照らし合わせることができないのではないかとというリスクも生じていると。

これも対策を講じると政府はおっしゃるのですけれども、時間がなすぎます。

あまりにも12月までにこれが全部できるとは思えない。

神様でもできないと私は思っているのです。

(5)については、こういった問題が社会問題化したから、去年の8月、政府は後から出してきたのですけれども、資格確認書という保険証に準ずるものを、準ずるといふか、今の紙の保険証的なものを、マイナ保険証を取得していない全員に対して申請なしのプッシュ型で交付して、その有効期間も1年から5年までの間で保険者が選択できるようにするとありますが、期間が限定されていることに問題があると思っています。

これは、1年から5年までとありますけれども、過ぎたらどうなるのかということはまだ分らないです。

なので、先ほど私、更新するのかというお話をしたのがこの解釈でございます。

ここの方針も政府が言うには当分の間と言っているのです。

いつまでも資格確認書があるとは限らないとなると、マイナ保険証に全員が移行してしまった場合は皆様がリスクを負ってしまうという問題があります。

やはり医療というものは非常に命に関わる、健康に関わるものなので、こういったリスクがあってはいけないと思うわけです。

それについて、11ページの4、マイナ保険証未取得者に医療費負担格差がなぜかけられてしまうと。

我が国の憲法では、法の下での平等というのがございますけれども、この医療を受けるときにマイナ保険証があるかないかで受診料は変わってしまうというそういう差がつけられてしまうということです。

実際、次に出て来ますけれども、マイナ保険証を利用したほうがよりよい医療を受けられるのであれば、マイナ保険証を利用したほうが高くならなければいけないところを、全く今までどおりのやり方でやったほうが高くなるというのは、全くこれは不合理であるということです。

差別とここに書かれていますけれども、なぜかと、とりわけマイナ保険証の取得が困難な方が、資格確認書を恐らく使うでしょうから、こういった方々の負担が上がっていくことがおかしいと。

今までどおりのやり方で、なぜ受益者負担ではないのかということになってきます。

5番は、政府はこちらについては利点もあると。

具体的に何というのがこの(1)重複の投薬防止だということで、厚生労働省はマイナ保険証を用いたオンライン資格確認システムによってなりすましの防止ができるとか、患者の方の最近の資格情報等について確認できるので、過誤請求とか事務コストが削減できるとか、いろいろと特定健診の情報なんかも集約できるのでよくなるのだとおっしゃ

るのですけれども、次のイに不正利用を防げると政府は言うのですが、どのくらいあるのかということが明らかにされていない、そこまで深刻なのかということも出てきますし、さっきの保険医協会のアンケートにもありますけれども、こういったところからなりすましが多発しているということも聞こえていないと、ただ不便だということしかないわけですね。

さらに、マイナ保険証を利用した顔認証により資格確認からプライバシーが漏れる可能性もある。

今までなかったものが漏れてしまうと。

リスクがどんどん広がっていくのではないかとということです。

次にウとありますが、保険資格異動情報をシステムに反映するまでにやはりタイムラグが出るので、過誤請求は完璧にはなくなれないということです。

もう既に起きていることとして、マイナ保険証によってオンライン資格確認システムが使えなかったので一旦10割を払ってくださいと、窓口でフルで払わされることも発生してしまっているということです。

ということで、そこまでメリットがないと、なくしたリスクのほうがはるかに上回るということです。

比較考慮した場合は明らかに、現行の保険証が有利であると、これはもう捉えざるを得ません。

12ページ(2)、今度は電子処方箋というシステムを行うと書いていますけれども、マイナンバー化、マイナ保険証を軸とした電子システム化によって、DX化によって便利になると政府は言いますが、これに対応できないお医者さんがどうするかというところで、対応できない方もいるということです。

ここで書いていますが、しかしのところですね。

こういったオンライン資格確認システムについてはもう始まっていますが、経済的な負担とか、あと、やはりお医者様の中にはシステムがネットにつながった場合、ハッキングとか、予期せぬ情報漏れとかがあるので、そういったことを危惧していらっしゃる方が、もうこれは耐えられないということで、またそのセキュリティーを導入するにしてもお金がかかるということで、廃業を決めたりしている方がいらっしゃるのです。

検討している方もいらっしゃるということで、訴訟まで起きているということです。

なので、お医者様も全員がこれやるとは限らないとなっているのです。

また12ページの下、廃業せざるを得ないと考えている医師の中には地域で唯一の病院とか診療所という方もいるわけで、そういった方々を辞めさせるような、逆インセンティブになってしまうかということでございます。

そうなると地域住民の医療へのアクセスが阻害されてしまうということです。

13ページ6の(1)でございますけれども、マイナンバーについては、様々な情報がマイナポータルの制度の下に紐づけされていきますが、そういったところで医療情報とかが外部に漏れてしまう可能性は、実は結構高いと言われておりました。

プライバシー保障に欠けるということがあります。

また(2)というところで、とにかく(2)はオンライン資格確認時に、説明なしの同意、とにかく同意してくださいということで、本来こういったシステムを導入するときには、

一種の契約でありますので、患者さんに対してシステムを使わせる側が説明をして、申込みをして承諾を得なければいけないのです。

承諾イコール同意なのですけれども、ただこれは、このマイナ保険証のシステムは、医師から説明を受ける前に同意しないと使えないのです。

となると、非常にこれは気がつかないうちにやってしまって後からトラブル出たら誰が責任を取るのかとなるわけです。

今の政府の状況を見ていると責任を取ってくれなさそうな気が私らはするわけです。

厚生労働省が悪いとか、デジタル庁が悪い、富士通が悪い、システム設計が悪いのだと言っている状況では、こういったトラブルが起きたときに、もしかしたら医師が悪いと言われるかもしれない、患者が悪いのだと言われるかもしれない。

責任がはっきりしていないということがありますので、もしやるに当たっても、しっかりと責任を取る、誰が取るのかと。

リスクがある、それが問題が発生した場合誰がどのように対処するのかということが示されていけばいいのですけれども、場当たりの、具体的に出てこないという問題があります。

こういうことで、13 ページの(3)、マイナンバーカードはいろいろ使えるということ。

それこそマイナンバーカードは、この間逮捕された容疑者が言っていましたけれども、ニュースで見ましたけれども、マイナンバーカード偽造は容易であると。

となると、簡単に今までよりも偽造しやすいのだそうです。

そうするとマイナポータルにアクセスしやすくなって、医療情報まで全部見られてしまう。

非常にそれはプライバシーの侵害がどんどん可能性が広がってしまうということです。

ここに書いていますが、世帯情報、勤務先、所得までばれてしまうということです。

なので、私もばれたくない情報がたくさんあるわけですが、それがこのマイナ保険証なんかで漏れたらどうしようと、眠れない状況でございます。

また健康の問題とかもあって、あまり人に知られたくない症状とかあるかもしれませんが、そういったことがこのマイナポータルに統合された情報の中で、誰かに見られてしまう可能性があるということです。

最後7、8とありますけれども、やはりマイナンバーカード、マイナ保険証のみならず、各種現場、これは病院でもあり、行政、市役所でもあり県でもありそして、患者でもあり、あらゆる市民に過度の負担が生じないかということです。

健康保険組合や地方自治体などの現場に負担を押しつけると、この間、非常に驚いたニュースは、河野大臣が自治体がよくないなど。

真面目にやらないからマイナポータルとかマイナンバー問題が出るのだと自治体のせいにして、いろいろと総点検をしると言いましたが、そうではないと思います。

あまりに酷であると。

もともとの制度設計が曖昧なところで無理を強いるから現場にトラブルが出るのではないかと。

これにも書いていますが、あまりにも政府が短期間のうちにマイナンバーカードの普及を急がせ過ぎた、プラスマイナンバーカードが増えなかったのは、利便性またはメリ

ットがないからです。

何かいいことありましたかと、私も聞いてみたいと言ったら、ポイントをもらったと、最初に。

あとは何もないと。

なんだと、捨てたという人もいて、捨てては駄目だと言ったのですけれども、そういう人もいるということです。

なので、全国知事会も去年の7月ですけれども、総務大臣に対して地方自治体の過度の負担は避けるようにとお願いをしているところだということです。

こういったことから、やはりマイナ保険証への原則一本化は時期尚早ではないかと。

現行の保険証を残すことによって、ここにあるいろいろな問題は抑止できるということにつきます。

これについては本当にイデオロギー、考え方一切関係ないです。

我々国民全体のあらゆる階層の利益に応えるのが現行の保険証ではないのかと、こんなに便利なものがなぜ使えなくなるのかというのが、私もすごく思います。

こちらの請願の中にもありますけれども、トラブルが解消していない中では、これはやめてくださいと。

国民皆保険制度の下で守られるはずの命と健康を脅かすもの、そういう制度はあってはならないと。

であれば、デジタル化を図って利便性を高めるにしても待つてほしいのです。

まだまだです。

特に地方自治体はIT、IoTの普及もまだまだ進んでおりません。

こういった状況では、これは非常に、拙速ではないかと思うところがございますので、ぜひこちらの請願の決議をお願いしたいところがございます。

以上です。

ありがとうございました。

委員長：ありがとうございました。

参考人への質疑に入りますが、質疑、答弁の際は、挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

また参考人は委員に対し、質疑をすることができませんので、あらかじめ御了承願います。

これより質疑に入ります。

那須委員。

那須委員：那須と申します。

説明を受けまして、資料がありますから資料の中身は分かりましたし、逆に自分も、無知なところがありまして、そういうことなのかというようなことを感じさせていただきました。

一番すごく衝撃的だったのがやはり医療現場の先生方と言ったらいいのでしょうか。

アンケートを取った医療関係の会員ですから、先生方ですね。

6 ページにもあるように、9 割近くの方が健康保検証を残すべきという回答があったというこの9 割近くというのはこの4 ページの間 10 に対するもので9 割近くということで 87.3%。

この根拠を持って、9 割近くだということだと思います。

ちょっとすごい数字かと思っていました。

実際 574 名に対する回答率はちょっと低いのですが、実際、アンケートの結果から9 割近くはそのとおりだと思いますけれども、まず聞きたいのは、回答がない方というのはどのように分析されているのか、いわゆる7 割近くの方が回答していない中で、分からないわけですよね、先生方といえども。

でも、7 割近くの人も同じぐらいなのかというように判断しているのかどうか、回答なされなかった先生の7 割近くの先生はどういう状況なのかということ把握している範囲でお話をいただきたいと思いますし、あと、いわゆる今回の閣議決定が、12 月2 日に廃止されるということで決定したということに対する先ほどお話があったとおり、時期尚早だというお話と、期限が限定されるのが問題だという、これも確かにこういったお話からするとそのとおりだと思いますが、要は請願書自体が、もう少し待つてほしいという表現もありましたけれども、閣議決定されたものに対して待つてもらうも何もないような気がします、待つてほしいという状態の中では、いろいろマイナンバー制度の問題点もいろいろお話をいただきましたが、請願に対する状態の中で、待つてほしいというのは、どういう思いを持って待つてほしいのかという、時期尚早はわかりますけれども、待つてほしいという意味のところをお聞かせいただきたいという、2 点お願いいたします。

委員長 : 山口参考人。

山口参考人: お答えいたしますけれども、確かに7 割がこちらに回答していないという部分では、こちらが保険医協会に聞いたところによりますとやはり決まったことにはもう答えないというスタンスがあるのだそうです。

反対とか意見を出せない雰囲気は確かに先生方にあるわけでごさいます、なのでこちら 173 名の方は勇気を持って答えてくださったということでもあるのです。

それぐらい、本来こういうことには、なかなか答えない方も多いのですけれども、だから私たちからしてみると逆に、意外に集まったという思いがあるのです。

決まったことは、そのとおり粛々と進めていこうという先生方が多い中で、進めていってはまずいという、そういう危機感から答えてくださった部分では、この回答はほかの先生方にも共有されているという認識で私はおりました。

結果としてそういう捉え方をしているところでごさいます。

あと2 つ目ですけれども、今、那須委員がおっしゃったとおり、閣議決定もされてしまったのですが、閣議決定の効力の問題もあるのですけれども、まずこれについては、閣議決定だけで決めていいのかということもあるのです。

待つてほしいというのは、こちらの私の言い方だったのですけれども、まずこちら請願の中に待つてほしいということはないわけですが、ちょっと立ち止まって考えてほし

いというニュアンスなのです。

このまま閣議決定だけで決めてしまって、マイナ保険証だけにしてしまうということについては、もう1回考えてくれと。

今、実際現行でやると言った後にいろいろなトラブルが出て、そして先生方も現場でこういうトラブルがあったと言っているのをもう1回踏まえて、もう1回国会で取り上げていただいで議論を深めてもらいたい。

そして立ちどまって検討をということでございます。

以上でございます。

委員長：那須委員。

那須委員：先ほどのアンケートの中身についても、その思いにつきまして分かりました。

3割しかないというところはちょっと気になるのですが集計結果、例えばこのアンケートだけで終わらせるのか、どのように反映する気なのか、その辺を最後にお聞きします。

委員長：山口参考人。

山口参考人：こちらにつきましては引き続き、10月1日以降のでありますけれども、年度も変わりましたので、保険医協会の開業医の会員の皆様に再度調査をしているということなので、より回答率を高めて現状にまた新しいトラブルが生まれていないか、また前回回答できなかったけれども、実際どうなのという回答を促して、より高い回答率をもって、確度の高いアンケートをまとめた上で公表したいと思っております。

率直に言ってマスコミ等での公表が不足しておりまして、そこは力不足だったと思っております。

委員長：休憩します。

(休憩 16:08~16:09)

委員長：再開します。

千葉信吉委員。

千葉(信)委員：お疲れ様でございます。

千葉でございます。

一つだけ請願の中でちょっと気になるところがありましてお聞きします。

資格確認書は1年から5年まで交付できるとしましたとあります。

この健康保険証の代わりとなる資格確認書で何か健康保険証に障がいがあるのか。

例えば、今お話を聞きまして、要は制度的には12月というのは私もちょっと難しいものがあると思うのです。

ただ、マイナンバーカードがまだ落ち着いてないのです。

だからこの間の1年から5年の猶予というのはこの意味だと思うのですが、別に健康保険証がなくなったって、その資格確認書の中で5年間の間でシステムが落ち着かないということは、私はあまりないと思うのです。

そうやって心配すれば切りがないと思うのです。

私もすごい心配症なのですが、この請願としてその資格確認書の捉え方をしているのか伺いいたします。

あとマイナンバー制度との今後の扱い方と合わせてお願いいたします。

委員長：山口参考人。

山口参考人：当会としましては、まず資格確認書については確かに保険証の代わりになるものでございますが、これもともとなかったものです。

後から出てきたものということで、非常に不確定要素が多いと。

これ確実にマイナ保険証がなければ、こちら使ってくれというものであればいいのですが、この1年から5年間で交付できるという中で、これがどのように動いていくのか、まだ分からないのです。

であれば、はっきり言ってほしかった。

代わりにこっちを使っていいのだよと。

ただそれが、曖昧なのです。

1年から5年間で交付できる。

そして更新制という部分が、今私らが一応把握、理解できているところなのですが、マイナ保険証を持たない人が、では資格確認書を代わりに使ってくださいであれば問題はないのですが、その制度的な部分でもはっきりしてないように思われるのです、これはこちらの主観です。

委員の皆様がどう思うか私たちは分からないのですが、そこがはっきりしないのです。

今おっしゃったように、マイナンバーカードの普及状況で変わるのかもしれないということはあるのですが、だと言ったら政府にそう言っていただきたいわけなのです。

そういうものだよ、いずれこれが広がって行って定着するからと、それもはっきり。

先ほどの、私の待つてほしいというのはそういうことなのです。

ちょっと立ち止まって、きちんとこのついていけない人のために資格確認書があるとか、こういう場合にはこうだ、ああいう場合はこうだという議論を深めて制度をやっていたいただきたいわけなのです。

そうでないと必ず取り残される方が出るだろうと。

私は実は楽観的なのですが、それでも今のこの進め方だと拙速に過ぎるので、取り残される方が出てしまうだろうと思うのです。

なので、資格確認書についても、国民皆保険を預かるものであれば、もっとしっかりしてほしい、しっかりした制度にしてほしいと、流動的なものではないという認識でございます。

以上です。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：そうですね。

政府はその資格確認書はたしか保険証としての資格を持つというようなことをはっきりは言わないけれども、表明しているような気がします。

私のちょっと解釈が違うのかと思うのですけれども、たしかそのような気がして質問しました。

今の話を聞くと何か違うような話をしていますけれども、この認識の違いなのかと思いますが、それならば、この現行の健康保険証を残すことを求めるというよりも、拙速にならずに残すことを求めるという表現のほうが私はいいと思うのですけれども、どう見てもこの中身はすごくいいのです、反対することはないような気がしますけれども、私も考える中では、何かこう不安に思います。

その辺が払拭できないので、ちょっとクエスチョンの部分がありますので、そのところをもう少し吟味なさったほうがいいのかと。

請願として出されているので、新たに訂正して出てくるのかどうか分かりませんが、その辺の考慮があってもよかったかと思うところでございます。

以上です。

委員長：この際、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代いたします。

副委員長：それでは、暫時、委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

質疑を行います。

永澤委員。

永澤委員：今日はお疲れ様でございます。

ありがとうございました。

現行の健康保険証をのこすことを求める請願についてでございますが、資格確認書というのは、このとおりの文面で読むというように思っております。

ということで、マイナ保険証が、現状も使用している数は確率とすれば、少ないかもしれないのですが、現行を使用しているということでございまして、今後、7月に国民健康保険の期限がありまして、また新たな更新をするところでございますが、この現行の健康保険証を残すということと、それから今後、来るべき少子高齢化に向かったデジタルガバナンス、その考え方については、請願者はどのようなお考えですか。

副委員長：山口参考人。

山口参考人：確かに少子高齢化に伴うそのデジタル化というのは必須だと思っているのです。

あとDX等を使って地域問題を解決する、医療問題を解決するのに必要かと思うのですが、今それがインフラ等が行き渡っていない状況で、それに頼ってしまうのはよくな

いと。

私たち請願者としての考え方は、それを推進しつつ、それが十分機能しないことも考えて、従来のやり方も残しておかなければいけない、セーフティーネットとして思っているのです。

なので、マイナ保険証を今確かに4.49%ですが、実際使われている。

しかし実際4.49%の中でもトラブルが出てしまっていて、それで今の保険証があつて、何とかトラブルをクリアできているとなると、やはりこれからもマイナ保険証にかかわらず、デジタル化については、ガバナンスについてはやり方を導入すると同時に、既存のやり方も残して二段構えでやっていくのがいいのかと、一本にしてしまうことは非常にリスクが高いと。

実際、今、マイナ保険証の4.49%のトラブルがそれを証明してはいないだろうか。

こちら慎重になってしまっているのですけれども、確かにイノベーション等を図る場合におきましては一本にしないとうまくいかないということもあるかもしれませんが、そういう不安を、この一関地域の状況を見ると私たちは懸念せざるを得ないということでございます。

そういう考え方でございます。

副委員長：永澤委員。

永澤委員：ありがとうございます。

以上です。

副委員長：それでは委員長と交代します。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：今日は御苦労さまです。

さっき山口さんから頂いた、10月1日以降のマイナ保険証（オン資）トラブル調集計結果①、ここの1ページのところを拝見して、これはどういうことなのかと思って今お聞きするわけです。

それでマイナ保険証の利用率が4.49%と。

6か月連続して低下していると。

その結果ですね。

2023年12月1日から12月8日に調査をしたと。

それで、回答会員区分として、医科診療所123、歯科診療所47、病院が3として、計173で回答率は100%だと。

それで問3の10月1日以降マイナ保険証、オンライン資格確認に関するトラブルについてで、あったが103、59.5%。

なかったが70で40.5%です。

それで、あったと回答された方にお聞きしたところ、該当の被保険者番号がない、が

19。

資格情報の無効がある 43。

名前や住所の間違いがある。

このようにあったという人たちの、詳しく調べてみると、こういう一応結果が出ているということなのですけれども、これを一関市のマイナンバーカードを発行して、それを受けている人たちの、皆さんの情報に当てはめてみると、こういうような結果になっているのでしょうか。

私はこういった、例えば該当の被保険者番号がないとかそういうのではないように思われるのですが、山口さんは、この情報についていかがお考えですか。

委員長：山口参考人。

山口参考人：ないと信じたいところですが、全県であったということはあり得ると、あるかもしれない、リスクはあるのです。

しっかりやっつけていってほしいと思うのです。

ところが、実際にこういうことが出てしまった以上は、これからあるかもしれない。

また人間完璧ではありませんし、リスクがある以上は、ないと思いたいが、これから起こるかもしれないと思っておりました。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：分かりました。

以上です。

委員長：ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、山口参考人に対する質疑を終わります。

ありがとうございました。

休憩します。

（休憩 16:22～16:24）

委員長：再開します。

次に、請願第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

6月18日の委員会で紹介議員から、請願趣旨の説明は終わっておりますので、早速、参考人の意見を伺います。

初めに、佐藤参考人、簡単に自己紹介と請願の説明をお願いいたします。

佐藤参考人：本日はお時間をいただきありがとうございます。

岩手県教職員組合県南支部書記長、2年目となります佐藤智也と申します。

所属は水沢南中学校となります。

よろしくお願ひします。

それでは請願書の項目に沿って、私の意見を述べさせていただきます。

1、国においては、学級編制基準の見直しによるさらなる少人数学級について検討することについてですが、まず小中学校の現状ということでお話をさせていただきますと、まず公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律というものがございまして、それが令和3年、2021年4月1日に一部改正されて、毎年小学校が1学年ずつ35人学級になっております。

それで令和6年度、今年度は小学校1年生から5年生までが35人学級となっており、来年度は小学校6年生までが35人学級になるという、これは全国的にそのようになるということです。

ただし、中学校は40人学級のままという現状になります。

岩手県については、県独自に加配定数を使って、小中学校全学年35人学級という形で進めておりまして、岩手県教職員働き方改革プラン2024年から2026年版においても引き続き実施するということが明記されております。

さらなる少人数学級というのはどういうことかということ、段階的に30人以下学級、25人以下学級、20人以下学級というようにしてほしいという思いがありますが、現状がまず35人学級からではないかということでの内容になっております。

こういったことをすることで、やはり一人一人の子供たちに、教員の目が届くとか、話を聞いてあげるとか、そういった時間が増えますので、点数、学力も大事とは思いますが、現状がまず35人学級からではないかということでの内容になっております。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、学級編制基準の基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数改善を推進することという部分ですけれども、まず長時間労働の実態ですが、2023年度4月、昨年4月ですが、文部科学省が発表した教員勤務実態調査によりますと、指針で上限45時間としておるのですが、それを超えているのが、小学校で約65%、中学校で約77%が月45時間以上の超過勤務をしているという実態ですし、そのうち過労死ライン80時間超となっているのが、小学校で約14%、中学校で約37%ということをも文部科学省が公表している数値がそうなります。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正されたのが平成31年1月25日ですので、そこから数えて4年ほどたつたのですが、指針が示されて4年たっているにもかかわらず、依然として教職員が超過勤務をしている状況というのが続いています。

それで学校ではどういうことを今までしてきたかということですが、何点かお話ししますと、会議の文書、保護者宛の文書をペーパーレス化して、印刷の時間を削減したり、あとは、保護者の方にもスマートフォンとかで見ていただくような環境に変えていっているという実態がありますし、昨年度末ですと修了生台帳というのが3月に児童生徒に

渡すものになるのですが、そちらのほうを電子化、今までは手書きだったところがあるのですが、電子化をしたりとか、あとは割印というのがあったのですけれども、法的根拠がないということでなくそうということで、なくせるものはなくしていこうということをやっています。

最近ですと通知表の所見欄、こちらもなくなり、面談の中でその子の成長についてとか、いい部分については話す、話をするという流れになってきておりますし、中学校ですと部活動指導員の配置が増えてきております。

これにより、休日の指導をその方をお願いするという方も出てきてはいます。

コロナ禍で運動会が半日開催になったのですけれども、実は昨年度も今年度も半日でも十分子供たちが成長できるということで、であれば半日にしようという学校が多くなってきています。

工夫はされてきているのですが、先ほど申し上げたとおり超過勤務はやはり長いままです。

これ以上現場レベルでは削減できないという声も出てきている段階というように思います。

ですので、制度レベルのところ、もっと大きいレベルでいろいろ削減したり、縮小したりということが必要と思います。

具体的に申し上げますと、例えば一関市ですと、明後日、小学校の陸上記録会が実施されます。

会場の関係で今年は9月から6月に移動しているのですけれども、教職員の負担もそうですし、あと子供たちは、今は涼しい中での練習ではあるのですが、9月ですとまだ暑いときの練習といったような負担、あと当日のバスの手配とか、すごい負担に対して子供たちの成長というのが、割りにあっていないのではないかとというのが、先生方の声になっていきますので、こちらのほうを廃止するか、または民間に委託して、もう引率は全部保護者にとというような本当に大きい動きにしないといけないのではないかと考えています。

あとは、今中学校での部活動が地域移行化というのが叫ばれていますが、実態としてはほど遠い部分もあります。

そこも完全に教員の勤務時間外の指導はなし、保護者や地域の指導者に任せる形といのを完全につくらないといけないと思います。

もちろん指導したい教員もいますので、その方は地域の指導者に登録して、その地域のほかの指導者と一緒に見るといった体制を確立してしまえば、あとは本当に望まない教員は、そこから離すことができると思っています。

あと最近多いのが、学校以外の場所で、先生方が関わって登下校中の指導、あとは宿題のチェック、SNSの生徒間トラブルなどにも教員が関わっているのですけれども、もっと言うと、極端な話をするとSNSのトラブルは保護者の管理下で起こっているものですから、そこは本来教員ではなくて親がしっかりと関わって、子供に対してアドバイスをするとか、そういったことが必要なのですが、そこに教員が関わっていてすごく膨大な時間を取られている状況がありますので、やはり地域の役割、登下校中は地域の目、何かあったら警察が対応するとか、そういうことが必要だと思います。

家に帰ってからは、やはり家庭の時間ではないかと思しますので、宿題の在り方、手伝いをさせるとか、SNSのルールとか、全部は家庭の問題ではないかと思しますので、そういった役割分担をしっかりしていく必要があるのではないかと思います。

あとはコンクール関係が学校の中でたくさんあります。

弁論大会とか、読書感想文コンクールとかあるのですけれども、そういったことも実は教員の負担になっています。

自分の授業の準備をしたり、いろいろなことをした後で、その弁論の時間、指導の時間、読書感想文チェック、指導をするということなので、そういったことも教員の手を離れればもっとよいと思えますし、漢字検定、数学検定、英語検定、全部学校でやっています。

それに対する負担もすごく大きくて、そこも外部団体のほうで実施できればもっといいのではないかというのがありましてそういったところで、制度レベルで大きく変えていくというのは必要なのではないかと考えていました。

次に、3、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないことについて、言葉が分かりづらいので説明申し上げます。

学級編成基準の弾力的運用は何かと言いますと、各都道府県に生徒指導加配、特別支援加配という加配というものが割り当てられます。

基礎定数があって、あとは児童生徒数が多いところには生徒指導加配を入れましょうということで、県教委などが割り振りをするのですけれども、先ほど申しあげました加配定数、例えば生徒指導加配という方が、本来そういう生徒指導に携わる方なのですが、その方に担任の業務をお願いして、岩手県では35人学級をやっているわけです。

それがいわゆる弾力的運用です。

本来生徒指導の方なのだけれども、担任にして35人学級にしましょうというのが、弾力的に編成していますという部分になります。

ですが、この考え方ですと実際の定数は増になっていないので、加配の部分から担任を出しているということなので、本来そこはやはり定数をしっかりと改善して35人学級になって、さらに生徒指導の加配という方がいらっしゃるというのが本来の形ですが、今はそうなってはいませんということです。ここをとにかく全国的にそこを改善して、加配の方は加配で、その役割がしっかりありますので、その加配の役割を果たせるようにということで、加配の削減をしてしまうと大変になっています。

ですから教職員定数は改善しますけれども、加配も継続してやっていただきたいという思いになります。

続いて4、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることは、義務教育国庫負担制の負担割合を引き上げたらどうなるのかということです。

現状3分の1が国から来ておりまして残りの3分の2は県で予算化して、教職員の採用をしているわけですが、そちらの割合が引き上がったらどうなるかというと、より多くの講師の方の配置ができるかなというのが一つです。

これは例年そうなのですが、今年度に関して言うとスクールサポートスタッフ、いわゆるSSSという役職があるのですが、これ実は文部科学省では、今年度の予算を増額

して、全国2万8,100校分つまり2万8,100人分の予算化をしました。

ニュースにもなっているので、確実です。

2万8,100校にSSSが配置しているのかというと、実はそうではないようです。

岩手県については、小中学校411校あるのですけれども、実際にSSSが配置されているのは42校です。

県南で考えますと、70校あるのですけれども、7人で10分の1です。

それはただ成り手がいないだけなのではないかという御指摘があると思うのですけれども、実は去年の7月31日までは、新型コロナウイルス感染症の予算で緊急SSSというものの予算措置がされていまして、そのときは166人いたのです。

8月1日からゼロになった。

これ以上の予算は組めません。

もっと言うと、義務教育費がちょっと2分の1ではないという理由もあったのですけれども、いずれ7月31日までは166人のSSSがいらっしやったのですけれども、今年は蓋を開けてみたら42人しか配置されないということですから、成り手がいないわけではないだろうというのが予想されることになります。

義務教育費国庫負担が3分の1なので、国から来ているのですけれども、岩手県で42人分までしか出せませんという結論になったのではないかということが予想されます。

ここが2分の1であれば、もっと岩手県の負担が減りますから、もっと多くのSSSの方が採用、配置できたのではないかと予想されます。

私も最初分かっていなかったのですけれども、義務教育費のほうは3分の1は来ているのですけれども、それを分配して、100何人再配置できるかということそうではないらしくて、使わなかった分は返還をしなければいけないルールだそうなので、要は県で出せない分はお返しく下さいと。

42人分までしか出せないのだったら、残りはお返しく下さいという制度らしいので、やはり県の予算というか負担が2分の1であれば、もっと配置できたというのが、今年の動きになっていくというように思います。

請願については以上となりますが、その他のところで、一関市の状況をお伝えしますと、代替教員、病気、産休育休に入られた方で、どういう配置状況になっているのかという部分ですが、現在一関市は産・育休、病休、代替教員が必要な学校は現時点では3校だそうです。

いずれも代替教員は未配置だそうです。

まだ、新年度が始まって3か月弱ですから、今後どんどん増えていく可能性はあるのですが、病気の方、産・育休の方が出てきたときにすぐ対応できるかということちょっと怪しいというのが続いています。

あと、産休前の前倒し配置というのが昨年度から始まっているのですけれども、一関市ですと2学期にお1人予定されていまして、そこに対しては1人お願いできそうだという話は聞いておりますが、実はまだ分からないと。

何でかということ、奥州市との兼ね合いもありまして、奥州市が6人、2学期に産・育休に入る予定の方がいらっしやって、まだ1校、2校ぐらいしか決まっていないようなのです。

ですので、一関市のほうに入れるかどうかはちょっと分からないと言われました。
という部分で、私からの意見とあと補足の説明をさせていただきました。
よろしくお祈いします。

委員長：ありがとうございました。

参考人への質疑に入りますが、質疑、答弁の際は、挙手の上、委員長が指名した後に
発言をお願いいたします。

また、参考人は委員に対し質疑をすることができませんので、あらかじめ御了承願
います。

これより質疑に入ります。

菅原委員。

菅原委員：それでは私から、質問させていただきます。

最初に、紹介議員からの説明のときには3番の、学級編成基準の弾力的運用の加配の
削減という、この意味があまりよく分からなかったのですが、今日の説明で分かりまし
た。

岩手県は、先行して35人学級にしているということも分かりました。

令和3年度から、1学年ずつ35人学級にさせてきたところと思うのですが、今年に関
しては、小学校5年生までは法律で35人学級が達成されて、小学校6年生は岩手県の独
自予算での配置ということで、そういう理解で大丈夫でしょうか。

委員長：佐藤参考人。

佐藤参考人：おっしゃるとおりでございます。

全国で、5年生までは35人で予算措置をされておりますが、6年生以降は予算措置は
されていないので岩手県はそこに加配を当てて、35人学級にしているという状況でござ
います。

委員長：菅原委員。

菅原委員：尋ねたいのが、35人学級にしているということは、令和3年度は、小学校1年生の学
年だけが35人で、小学校2年生以上の学年は、県からの負担だったということですね。

そして1つ付け加えたいのが、そうすると県の割合、県の負担の割合は来年度には、
減るという理解でよろしいでしょうか。

委員長：佐藤参考人。

佐藤参考人：来年からはどうなるかというお話だったと思うのですが、来年、小学6年生
まで35人学級ですので、そこについては県の加配を充てているという部分はなくなりま
す。

ですので、御理解いただいているとおりに思います。

委員長：菅原委員。

菅原委員：それで、中学校に関して人数学級に向けての取組はどのようになっているか御説明いただきたいと思います。

委員長：佐藤参考人。

佐藤参考人：中学校については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正予定がございませんので、引き続き、先ほど申し上げたとおり加配の方に担任意務をお願いする形で、35人学級を継続していくという形になりますので、加配としての役割がその方はちょっと違う役割になってしまうというような理解になります。

委員長：菅原委員。

菅原委員：今の中学校の35人学級は、その加配によって実現されているという理解でよろしいですか。

委員長：佐藤参考人。

佐藤参考人：35人学級が運用されております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今日は御苦労さまでございます。

ありがとうございます。

請願書の中から何点かお聞きしたいと思います。

まず1つは、この請願趣旨・理由のところに慢性的な教員不足が生じておりとありますけれども、何で慢性的な教員の不足が発生しているのか、その理由について教えてください。

ありがとうございます。

まず1つ目です。

委員長：佐藤参考人。

佐藤参考人：慢性的なというのは、4月1日の時点で、仮に充足されていたとしても、先ほど申し上げましたけれども、月日を追うごとに、病休の方が出現してきたりとか、あとは若い女性の方が多いと思うのですが、結婚されたばかりとか、いろいろな形も含めて、産育休に入られる方が出てきますので、そうするとその方々がまず休まれますので、実はその年度途中で、講師の方がすぐに配置できるかというとは実はそうではない状況が続い

ております。

簡単に言うとお願いをするのですけれども、退職された方にお願いをするのですけれども、私は教員をやらないということで退職しましたというお答えだったり、今は違う仕事をしているのでできませんという答えをいただくことが多くて、もっと言うと未配置のまま、3月を迎えてしまう学校というの、たくさんある状況が毎年のように起きているということです。

ですので、4月1日から未充足というのもあるのですが、やはり月日を追うごとに増えていくというところに対応できない部分が多いのでこういう文言になっております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今の理由、何となく分かりましたが、それは必ず出てくるというか、常にあるような理由ではないですか。

結婚されたり、出産されたり、病気になったり、生身の人間ですので、そういう意味では必ず1年間というよりも、その中で起きてくる、そういうところは、何といたしますか、別な視点で改善をしていかないとこれはいつまでたっても変わらない。

だからこの定数改善とかそういう次元ではなくて、別な次元だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長：佐藤参考人。

佐藤参考人：すごく的を射ている部分かと思えます。

仮に定数を改善しても、同じ状況は生まれると思うのですが、一つは、もちろん別な視点というのは必要だと思いますし、昨年度末ですと岩手県教育委員会のほうでパーティーチャーということで、免許を持っているけれども、教員になっていない方々を対象に講習をされたこともあります。

ですのでそういった方々に、育休、産休に入られるような予定があるときに、早めにお声をかけて、何月からお願いできないかということは事務所のほうでもしているところとは思いますが、やはり年度途中になりますと、もうほかの仕事を4月から始めているという方が多くて、年度の初めにそれが分かっていたら、お願いもしやすいのですが、9月以降いわゆる2学期以降の産休については、4月の時点ではちょっと把握できていないこともあるので、そうするともう4月の時点でお願いできなかったり、病休ですと、何月にそういう方が出るという予想は全くつかないものですから、本当に別な視点というのがすごく大切になってくると思っています。

一つはやはり別の視点というよりは、教員を志す人をいかにしてもっと増やしていくかということと思っています。

倍率が今本当に1.何倍、2倍を切るか切らないかと、2人に1人が合格するような状況になっていまして、一昔前でしたら、100人受験して10人しか受からない。

そうすると90人の方が、採用試験を受けた人になるのでその方に講師をお願いするということのできたので、数としては、講師をお願いできる数が多かったのですが、今本

当に講師をお願いできる数、母数そのものが減ってきていまして、そこがもっと増えてくると、たくさん例えば今年は60人、小学校の採用を考えていますに対して、500人ぐらいの受験があったとすると、もっといろいろな方に講師をお願いできませんかと声かけができるのですが、今はそれすら声をかけられる人がいないというのが毎年続いているというところなんです。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：それから、この文章の真ん中の下のほうに、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題ですというところがあります。

これは一関市でいったときに、自治体間と書いていますので、この差が出ているのでしょうか。

もし出ているのであれば、その差というのは何を基準に差が出ている、出ていないと判断するのか、そこについて教えていただきたいと思います。

委員長：佐藤参考人。

佐藤参考人：まず現状、差がどれくらい出ているかというのについては私は把握できていないのでありまして、もっと言うと市教委の方が、そういうことについては把握されているかと思うのですが、いわゆる、先ほど申し上げた義務教育費が3分の1来るということは、3分の2は県のほうで柔軟に使えるという発想になります。

ですので、県の財源が、教育に使える財源が多ければ多いほど、それこそ県で採用できる、支援員の方だったり、市で採用できる支援員の方というのは、数が多くなるというように考えられるのですけれども、そちらに充てることができない。

もっと言うと私もちょっと勉強不足なのですが、例えば道路のほうにお金をかけなければいけないとか、例えば何かのイベントのためにお金を使わなければいけないといったときに、ちょっと教育には今年はなかなか使えないみたいな状況になったときに使える部分と使えない自治体で差が出てくるというのはそういう部分だと思いますので、そういったところで差が出てくるのはまずいので、だったら義務教育のほうでしっかりと教育にかける部分の割合を、国でしっかりと決めるといえるのか、その部分を手厚くしないと駄目ではないでしょうかという意味になっていきます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：義務教育費国庫負担金は、もともとは平成16年8月に全国の知事会を含めた地方6団体といわれる団体からこの国庫負担金を全部廃止して、税財源に移譲して一般財源化してくれと時の総理大臣に要望したわけです。

それを受けて、国はちょっと待てと、慎重に協議をして、教育の根幹、義務教育費というところの根幹をしっかりと維持しなければいけないということで、何と言いますか、全部、100%一般財源にしてほしいということに対して、こういう議論をした上で、何と

か3分の1を残したという背景があって、あとの3分の2は地方交付税の算定に含まれるという背景があります。

そうすると、今請願者がおっしゃったように、残りの3分の2は岩手県に来ていますと。

あとは岩手県の考え方次第で決まってしまうということになると、私もお聞きしてそう思ったのですけれども、そうすると時と場合によって、国が言っているその義務教育費国庫負担金を岩手県は少し別なところにまわして、何か別のものに使っているという受け止めをしたのですが、そうなのですかという質問です。

委員長：佐藤参考人。

佐藤参考人：今の質問で義務教育費の国庫負担金の3分の1が、岩手県にきていて、それを教育以外に使っているのではないかということでしょうか。

委員長：岩淵委員。

もう一度質疑をお願いします。

岩淵委員：義務教育費国庫負担金というお金があって、国から各地方自治体に教育に使ってくださいということできていたのです。

それに対して地方6団体が、いやいやそういうことではなくて全部一般財源化して、自由に使わせてくださいという要望をしたときに、政府はいやそれは義務教育費に使うお金だから、それはそういうことはできない、私はその場にいないから分かりませんが、いろいろ議論した結果、3分の1だけは義務教育費国庫負担金として、地方自治体に出しますと。

でも3分の2は、地方交付税で措置しますからお金は出しますよ。

教育のいろいろな取組があると思いますので、あとは各都道府県で教育に使ってくださいということで、お金は来ているのです。

ところが、先ほどの請願者のお話ですと、残りの3分の2も来ていますと一般財源として国から交付されていますと。

岩手県では今年は別のことに使いたいから、そのお金は義務教育費に使わないで、削って別のやつに使うとか、そういうようになっていきますというニュアンスのお話をされたので、それは本当ですかという質問です。

委員長：佐藤参考人。

佐藤参考人：義務教育費として来ているのに、それを違うことに使っているという話になっているという御指摘ですよね。

私もうまく説明できていないのですが、いわゆる義務教育で使えるのが、使わなければいけないのが3分の1です。

ですので、それは必ず教員の給与に充てていると。

残りは義務教育に使っても使わなくてもいいというか、県で柔軟に使っていいお金と
いうように考えて、教育に使ってもいい、それ以外のことに使ってもいいということで
義務教育に使えるのは3分の1と、義務教育費が3分の1と3分の2になっているわけ
ではなくて、義務教育で使っている国庫負担は3分の1という説明です。

委員長：休憩します。

(休憩 15:01～15:02)

委員長：再開します。
岩淵委員。

岩淵委員：学校の先生方は、先ほど時間外、俗に言う残業という表現が正しいかどうか分りませ
んけれども、残業という考え方は多分ないのかもしれませんが、月45時間を超えている
方がこれだけいらっしゃるというお話がありましたが、残業代はついているので
すか。

委員長：佐藤参考人。

佐藤参考人：残業という言い方が、実は存在していないというのがまず1つです。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法ということで、教員
の特殊性を鑑みて、教員には給与4%を上乗せして支給をすることになっています。

いわゆる残業代はないので、ただし1日の労働時間が7時間45分という基準はござい
ますので、それを超過した分に対して、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等
に関する特別措置法が制定されたときは、週に2時間ほどの超過勤務になっておりました
ので、それがいわゆる賃金でいうと4%相当だということで、であれば残業という概念
はないのですけれども、7時間45分、当時は8時間だったと思いますけれども、8時間
を超えて勤務する時間から考えると4%が妥当ということで、いわゆる月20時間の想定
で、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で賃金プラス4%
という上乗せがあったのですが、現在はいわゆる超過勤務がどんどん膨れ上がってき
ているので、45時間以上の人もいれば、60時間以上の人、80時間以上の人、100時間を超
える方もいるということで、ただその4%は変わらずきているというところでは
す。

残業代は、支給はされておられません。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：定額働かせ放題とよく言われていますけれども、そういう意味では今の中央教育審議
会のほうで、4%から10%にということで今議論をしているというお話を聞きたいので
すが、それはそのとおりなのでしょう。

委員長：佐藤参考人。

佐藤参考人：議論の流れとしては、おっしゃるとおりです。

4%を10%以上にしましょうということが一番大きく取り上げられています。

委員長：門馬委員。

門馬委員：項目の1番目ですけれども、さらなる少人数学級についてという話で、先ほど35人から30人、そして25人という形で、どんどん下がってきたのですけれども、これはある程度、最終というか、そういう数字はお持ちなのでしょうか。

委員長：佐藤参考人。

佐藤参考人：その統計を取っているわけではないので、例えば何人がベストというのが、まず統計としては出てはいないのですが、少なくとも、日本と海外の学校の状況を比べると、35人でも多いと言われております。

ですので、実際私も39人学級とかを担当したことがあるのですが、全ての生徒に目を行き届かせるのは非常に困難で、できる子は放っておかれるし、できない子につきっきりになると、分かりそうな子が分からないまま終わってしまうというようなのが、毎日のように続いていまして、一方で19人の学級をもったこともありまして、そのときは本当に机の間隔も広くて、子供たちも広いスペースで、すぐに質問に答える環境だったというのは思いましたので、35人は多い。

何人がいいのか、では何人かというのはないのですが、少なくとも35人よりは、20人、30人、25人というように、1学級当たりの人数が少なければ少ないほど、一人一人の子供にかかる時間というのは相対的に増えていきますから、それは本当に子供たちにとってはいいいことではないかと思っていました。

委員長：那須委員。

那須委員：2点ほどお願いします。

請願趣旨・理由のところ、多くの学校が別室を設置していますというところであります。

これらの問題に対応するために、これは恐らく学校側もいろいろとこういった努力をしながら、加配の関係も、教員の働き方についても思うのですが、学校の努力という面でこの分だけの努力ではないと思うのですが、この学校側の努力というのをもう少しこういうことをしているというところを1点聞きたい。

あと今回の項目は4つありましたが、昨年度までは3つで同じような内容で来ました。

今回、国に対する具体的な地方財政も含めた負担割合の引上げということであったのですけれども、先ほど佐藤参考人からお話があったSSSの関係、2万8,100人分の予算を取った中でもなかなかそのままの予算が使われていないというか、県のほうでも、

実際の人数よりも少ないわけです。

今年のこの4番の部分を出したという理由はこのSSSの関係の部分があったからなのか。

県に対する負担制度の割合を引き上げてほしいというところを今回要望した根拠をお話いただければと思います。

委員長：佐藤参考人。

佐藤参考人：2点御質問がございましたので、お答えいたします。

まず1つ目ですが、請願趣旨の6行目のこれらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置しています。

学校の努力という部分ですけれども、前後3行分がすごく凝縮されておまして、よくあるのが、学校に来られない子供が教室には入れないけれども、保健室なら入れる。

ただ、保健室は本来病気とか、けがの子たちが来るところで、別室を用意するのでそこで教室に入れなくても、学校に来ているわけですから、何とか学習の保障をさせたいというような工夫をしているというのが、もちろん1つございますし、あとは、最近多いのが教室から出てしまう子供たちが多くなってきていると聞いている部分を総合的にまとめるとやはり増えてきていると思います。

一つにはやはり学習になかなかついていけないとか、身が入らなくて拒否反応で出てしまうとなると、授業をしている先生は抜けられませんので、そこに対して職員室で待機されている副担任の先生だったり、校長、副校長先生まで行かれているということもよく聞きますので、そういった集団に入れなくなってしまった子供への対応ということで、手の空いている先生が対応していくということが、まず次に上げられると思います。

あと2つ目の質問で請願項目4つ目、昨年度はなかった部分ですけれども、なぜこれを出したのかということですが、

本当におっしゃるとおりSSSがやはり今年の部分なので、去年から今年にかけての動きで非常に大きいと思っていましたし、実際に岩手県教育委員会に問い合わせたときに、義務教育費がやはり3分の1なので、そこに予算を充てられなかったという発言をしているので、やはり、ここは大きい問題だということで、今回、項目に入れました。

委員長：那須委員。

那須委員：やはり請願趣旨、こういった問題が起きるからこういったことをしてくれというよりも、やはり請願者側の努力といいますか、今後の努力もこういうようにしているのだというところもしっかり伝えて、今回こういったところにも出ていますから今回の理由にありますので、この辺をもう少し言葉としてアピールできるような格好であれば、いいのかなというように感じましたので質問させていただきました。

以上です。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、参考人に対する質疑を終わります。
佐藤参考人、ありがとうございました。
休憩します。

(休憩 17:13~17:16)

委員長 : 再開します。
請願審査の進め方について協議いたします。
初めに、請願第2号について御意見のある方は発言願います。
千葉信吉委員。

千葉(信)委員:皆さんの意見を聞きながら、一通り意見を聞いて、採決に入るとするのがよろしいかと思えます。

委員長 : ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、ただいま千葉信吉委員の発言のとおり進めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう進めてまいります。
佐藤委員。

佐藤委員: 請願第2号に対してということです。

特に請願事項の4番のところでは、地方財政を確保した上で義務教育の国庫負担制度の負担割合を引き上げることということで、せっかくSSSというのは、予算化されていても、なかなかそこに使えないという状況が、岩手県の中にもあるということです。

非常に今の学校の状況は、貧困ですとか、不登校ですとかということで先生たちの負担も大きいので、ぜひこういうSSSとかの配置などができればいいのではないかと思います。これに対して、賛成ということでございます。

委員長 : 菅原委員。

菅原委員: 私も義務教育費国庫負担制度が2分の1から3分の1になったことによって、やはり学校現場の教員加配の方に影響が出ているということ。

それから、今年SSSという、スクールサポートスタッフの制度も、きちんとした人数分が各学校に配置されていないということで、もともとは私は、今年、小学校5年生までは国からの担保があると、だけれども、6年生、中学校1年生、2年生、3年生の分に関しては、まだまだ岩手県独自の予算で配置され、措置されての35人学級だということに関して、まだまだ疑問がありますので、やはりこのことは、私は賛成して応援していきたいと思っております。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：4つの項目に賛成の御意見が多いように見受けられますけれども、そもそも小泉政権で三位一体改革が始まり、これに対して教育費が2分の1だったのが3分の1に引き下げられたということに対して、皆さん非常に不満を持っている。

しかし、その残りの3分の2は、国の地方交付税算定において措置されていて、地方交付税は県の裁量で使えるお金ということで、来ているわけです。

だからそのことを考えると、去年は請願項目は3つで、私は、小泉政権下の三位一体改革という基本がきちんとした中で、今まで岩手県もやってきた。

そういうことを考えると、これを全部採択するというのはいかなものかというように私は思わざるを得ません。

委員長：那須委員。

那須委員：私の意見ですが、私も昨年の請願を見ながら、先ほど来、話をしておりました。

いずれ請願の趣旨も含め、今までなかなか学校側の努力、先ほど私も質疑したのですが、それがちょっと感じられなかったという点と、やはり負担制度の関係も今回出てきたということの中で、これも質疑した趣旨はそういったところが聞けたので、今回の請願については、やはり応援すべきというような判断をしました。

委員長：門馬委員。

門馬委員：賛成することにしました。

今回の部分ですけれども、国庫負担の引下げ、引上げという項目が数年ぶりに出てきた。

去年は出ていない、ということで今話ししてみたのですけれども、やはりなかなか国が2分の1、そして県が3分の1ということで、国は2分の1から3分の1になったわけです。

そうすると17%が県のほうの負担になるのですけれども、この部分は多分地方交付税で来ているのだろうというように思います。

そういった意味では、今までの趣旨からすると、国に上げろというのも、何かこう地方交付税できているのに、どうなのかというような思いを新たにしたので、そういった意味では、私も今回はこの請願に賛成します。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：この4つの項目がありますけれども、これは、去年、教育委員会から教えていただいた数字なのですが、小学校の1学級当たりの人数は、23.2人です。

中学校は26.7人ということで、御存じのようにどんどん少子化になって1学級当たりの児童生徒数が減ってきている。

減ってきているので、例えば花泉、大東、千厩もそうなのでしょうけれども、学校を統合して、また1学級当たりの人数が多くなっているのではないですか。

そういう現実がある中で、ここの1番において、実態として言っていることはちょっとアンマッチだというのがまず1番目に対する私の思いです。

それから、2番目ですけれども、先ほど請願者からお話を聞きました。

慢性的な教員不足と言ってその理由はいろいろ聞いてみると、様々な理由がある中の一つに年度の途中で病気でお休みになったりするとか、出産のため休みになるとか、様々な理由で、そこに対するその手当がなかなかできないという話がありました。

なので、これは請願のタイトルとちょっと微妙に違うというのが、私の思いでございます。

それから4番目ですけれども、これは先ほども参考人にお話をさせていただきましたが、当時の地方6団体が、平成16年8月に義務教育費国庫負担金を全額廃止して一般財源にしてほしいと出したのに対して、国はいやいや、これは義務教育なので、やはり基本的なところは残さなければ駄目だということで3分の1は残したという話もあるし、ここの全国の6団体の中にも、全国市議会議長会、それから全国市長会も全部入っていますので、そういうところのやり取りがあつてこういう話になったということなので、あれから何十年、変化はしていませんので、これは今後も多分ここは変わらないだろうという私の推測ですけれども、そういう意味でこの請願の趣旨といいますかタイトル、趣旨からいって実態と合わないというのが私の思いですので、この請願に対しては、私は反対の立場です。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：いろいろお話を聞きまして、今日よかったのは、現場の状況が少し見えたなということがよかったです。

中学校の先生で39人と19人の学級を持ったと。

その中で39人では大変だと、当時、中学校40人学級ですけれども、その中で19人の学級は向き合える時間が持てたと。

何を言っているかという向き合える時間を持てた。

残すところがないということを言っています。

小学校でもそうなのですけれども、中学校でもそうなのですけれども、やはり先ほど言ったできる子、そういう話を使わせてもらうとできる子はできる。

できない子に手がかかるので、差がそこで出てしまう。

子供たちが学校に行きたくなくなるという現象の一助にもなっているようです。
だから、不登校問題と考えていけば、そういうような現象も、すごくよかったと思いました。

もう一つ、少人数でなぜよかったかと、前にも言ったのですが、統合する前の永井小学校は十何人というクラスで、その子供たちが花泉小学校に行ってリーダーシップを取っているということです。

そういうように意外とその子供たちが伸び伸びとしているという、何かと言えば、そういうように目の届く、向き合うというのが必要なのだと感じています。

あともう一つ、交付税の関係ですが、この意見書は岩手県議会でも上げています。

岩手県で上げてこの取組はいわゆる基本自治体である市町村としても、上げることによってさらに国を動かしていくというこの取組の一つと私は捉えています。

岩手県が上げているから市はいいのではないかという扱いではなくて、やはり一緒になった、この請願の取組が必要なのだと思います。

委員長：門馬委員。

門馬委員：私の先ほどの発言が、途中で終わってしまったために、賛成ではないような、そういうような発言になってしまった気がしますので、理由が変だったのです。

地方交付税措置はされているのですが、実際、義務教育国庫負担金分の2分の1を使うことができないという現状があるので、この意見に賛成したいということです。

委員長：そのほか御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：意見を終わります。

討議される方はいらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、討議を終わります。

お諮りいたします。

これより採決したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、これより採決を行います。

請願第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを採択することに賛成者の挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長 : 挙手多数です。

よって、請願第2号は採択すべきものと決定しました。

ただいまの審査の報告については、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

次に、この請願事項に記載されている事項を決議することについて協議いたします。

決議案を提出することになりますが、満場ではありませんので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、発議となります。

発議案の作成については、提出者を委員長とし、賛成者は本請願の採択に賛成の委員とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定しました。

会議終了後に、決議案について協議をいたします。

以上で、請願第2号、ゆたかな学びの実現教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についての審査を終わります。

休憩します。

(休憩 17:32~17:39)

委員長 : 再開します。

次に、請願第3号の審査の進め方について、御意見のある方は発言願います。

千葉大作委員。

千葉(大)委員 : 今日の審査はこの程度でいかがでしょうか。

委員長 : ほかに御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、お諮りいたします。

請願第3号については、次回の教育民生常任委員会で審査したいと思います。

さよう決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。
請願第3号に関しましては、継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。
本日の請願第3号の審査はこの程度といたします。
次回の委員会の日程を協議するため、暫時休憩します。

(休憩 17:39～17:40)

委員長 : 再開します。
次回の委員会は6月28日、金曜日、本会議終了後に開催することにいたします。
そのほか委員の皆様から何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、本日の委員会を終了します。
御苦労さまでした。

(午後5時40分 終了)